広報 あびこ

第186号
昭和40年9月1日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
発行日 毎月 1日・16日 売価1部2円

納税のお願い

町の事業が円滑に行なわれるには、やはりみなさんのご協力がなくてはできません。町税は決められた期間内に納めるようお願いします。

老人・母子福祉大会開く

九月十五日一小と布佐小で

九月十五日から二十一日までの一週間は老人福祉週間です。

この週間のねらいは、かく孤独でみじめな生活におちいりやすい老人の健康と福祉を高めると同時に、みんなが老人に対しての関心と理解を深めようとするものです。

町では例年のとおり九月十五日の老人の日に老人・母子福祉大会を開きます。

会場は二つに分け、第一会場を我孫子第一小学校講堂（我孫子地区）、第二会場を布佐小学校講堂（湖北・布佐地区）としました。

参加していただくのは、六十五才以上の方と二十才未満の子どもを持つ母子世帯で前者が千六百七十三人後者が二千二百二十人となっています。

ことし、長寿品、敬老金などを受ける方は次のとおりです。

長寿品を受ける方

▼小山しま（93才）布佐
▼斉藤フサ（91才）柴崎
▼高田さの（90才）新木

敬老金を受ける方

宮野いよ、田辺きぬ、小熊はつ、秋谷ます、木川かく、斉加千里、富田シゲイ、永井キヌ（以上我孫子）根本しま（都部）湯下あき、河村要蔵、大塚ゆわ、中村ゆき（以上柴崎）林しま（都部新田）海老原もと（青山）松本たき、高和セン、鈴木フチ（以上根戸）花島あさ、花島はる、平川治助（以上中峠）豊島三郎（新木）秋田りん、石井房治、小池たか、中島竹之助、小川うめ（以上布佐）

標語の入選作決まる

佐藤さんなど七人

正挙く選るい明し

町ではみなさんから、明るく正しい選挙をズバリ表現した標語を募集したところ、九十八通の応募がありました。選挙管理委員会では、これを審査し次のとおり入選作を決めました。

○がっちり一票自分で決める　佐藤武弥（我孫子）
○わたしの政治はこの一票　山本すゑ（柴崎）
○この一票明るい社会へつなぐ道　長谷川子さゑ（下ケ戸）
○この一票明るい住みよい国づくり　鷹巣利亮（我孫子）
○今日の一票明日への期待　千葉照行（根戸）
○清い票つもりつもってよい政治　小川喜久（我孫子）
○つかえ正しくすてるな一票　笠原そめ（我孫子）

国勢調査の範囲

十月一日現在でおこなわれる国勢調査の範囲は次のようになっています。

地域的範囲は本邦の全域で、人的範囲は、前記の地域に常住する人です。

常住とはすでに三カ月以上住んでいる人、または、三カ月に満ないが今後三カ月以上住むということですが、旅行中、下宿、入院などの場合は次のように調査場所を定めてあります。

①旅行や出かせぎなどで一時不在の人は、不在期間が三カ月以上にわたらないときは自宅で申告する。

②寄宿舎・下宿などから通学している学生・生徒は自宅でなく、その寄宿舎・下宿などで申告する。

③病院・療養所などの入院患者のうち、すでに三カ月以上入院している人は入院先で申告し、入院してから三カ月にならない人は自宅で申告する。

④船舶に乗り組んでいる人は自宅で申告する。

⑤自衛隊の営舎内または艦船内の居住者は、営舎または艦船で申告する。

⑥刑務所・拘置所の収容者のうち刑のきまっている人と少年院・婦人補導院の収容者は、その収容先で申告する。

⑦三カ月以上にわたって住んでいる所、または住もうと思っている所がない人は現在いる場所で申告する。

電報電話局舎起工式おこなう

我孫子電報電話局舎の新築起工式は、八月十九日午前十時から、旧電話中継所跡で関係者多数が出席しておこなわれました。

局舎工事概要は次のとおりです。敷地面積三、八九八平方メートル、鉄筋コンクリート二階建て一、三一三平方メートル、収容施設A型自動交換機、サービス開始時設備数三、〇〇〇端子、局舎容量一〇、〇〇〇端子、開局は昭和四十二年春頃の予定です。

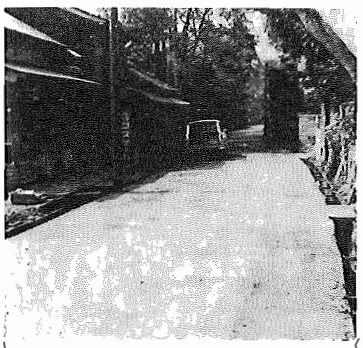

湖北小横通り舗装終わる
湖北小学校横通り 122メートルの舗装工事がこのほど完成しました。

手賀沼で丸木舟を発見

日秀新田地先の手賀沼から丸木舟が発見されました（写真左）。この丸木舟は八月十七日、干拓工事で水田となったところでみつけたもので、舟の大きさは長さ約五・四メートル、幅約八十センチメートルもある大きなものです。

町では、さっそく県に連絡をとり、八月二十六日に平野県文化財主事が来町し調査をおこないましたが、くわしい製作時代などについては調査中です。

火災警報器

設置する範囲が拡大

共同住宅では四十五坪以上に

消防法施行令の一部が改正になり、電気火災警報器を設置しなければならない防火対象物の範囲が大幅に変わりました。

この改正規定の効力は四十二年に発生しますが、次に該当するものは、なるべく早く設置するようお願いします。設置しなければならない対象物のおもなものは次のとおりです。

○飲食店、料理店で九十一坪以上
○共同住宅、下宿などで四十五坪以上
○各種学校で百五十一坪以上
○神社、寺院などで百五十一坪以上
○工場、作業場などで九十一坪以上

くわしいことについては我孫子町消防署へお問い合わせください。

基本選挙人名簿登録資格調査票の記入はこのように

皆さまのお手もとにさしあげた基本選挙人名簿登録資格調査票は、選挙人名簿作製の重要な基礎資料になるものです。

この調査は選挙人の尊い権利を、より万全に確保するためのものです。調査票には9月15日現在で家族および同居人等の内の資格者（広報あびこ8月16日号参照）を記入してください。

記入するときの注意として、氏名は戸籍簿に登録されているものでかい書でわかりやすく書いてください。生年月日等についても、書く人のおもいちがいから間違って記入してあるのが前回の調査には、多くありました。

家族の内でもはっきりと確かめてください。

また、病院や老人ホームに入っている人や、同居人、使用人等を調査票にのせないのがたくさんあります。

そのような人のある家庭においては十分注意してください。

選挙人名簿を調製するにさいし、めんどうな調査を重ねるのも、現行法で定められた作成方法にそうためです。

皆さんのなかには、住民登録もしてあるし、税金も納めている、だから当然選挙人名簿に載っていると思っている人が多いようです。

しかし、これは調製期日の違いから同一にあつかえません。

住民登録は、当然登録しなければならないのに申し出ないで登録してない人もあります。この人たちのも、選挙権は確保しなければならない。ですからこの調査票は、尊い選挙権を保持するための最も大切なものです。

ご近所の家等で調査票がきているのに、自分の家には配布されていないようなことがありましたら、すぐ選管に連絡してください。

そして正しく書いて、回収に廻る連絡員の方にお渡しください。

連絡員の方は、二十日迄に皆さんの家に回収に伺います。

不在しがちな家は、近所の家に頼んでおかれる等により、間違いのないように提出してください。

とかく、きめられたことを怠り、自分の言分だけをとうそうという人が多いようです。

法や町で決められたことを皆んなで守り、そして自分の権利を主張し、わたしたちで明るい町をつくるようにしましょう。

訂正

前号で調査票へ登載資格のある人は二十年十二月三十一日までに生まれた人としましたが、これを二十一日と訂正します。

町の人口

昭和40年7月31日現在

男	16,583人	（前月比49人増）
女	16,974人	（〃 50〃）
計	33,557人	（〃 99〃）
世帯数7,593世帯		（〃40世帯増）

7月の人口動態

	（男）	（女）	（計）
出生	22人	22人	44人
死亡	6人	11人	17人
転入	116人	118人	234人
転出	83人	79人	162人
転入世帯		69世帯	
転出世帯		29世帯	

夏休みの惰性から早くぬける

二学期に入っての心構え

夏休みも終わり二学期が始まりました。学期始めの九月は、夏休みの惰性から抜けきれず、規則正しい生活にもどりにくいときです。

そこで家庭では次のようなことに注意して楽しい二学期にしましょう。

① 子どもを観察する。

ことばづかい、服装の変化、持ち物のようす、こずかいの使い方、交友関係、健康状態などをよく観察することがたいせつです。

このようなことは、生活環境が変化したときに大きく変わる場合が多いようです。この変化を見のがすことなく、問題点を早くみつけて対策をたてましょう。

② 規則的な生活になれる

夏休みの惰性を除いて、規則的な生活に早くなれるようにすることは、いちばんたいせつなことです。これまでは家を中心とした生活でしたが、規律ある集団に転換しますから、切りかえをじょうずにしたいものです。

③ 健康の増進

九月は季節の変わりめで夏の疲労から回復するよう努め、運動や読書に最適の秋に備えましょう。

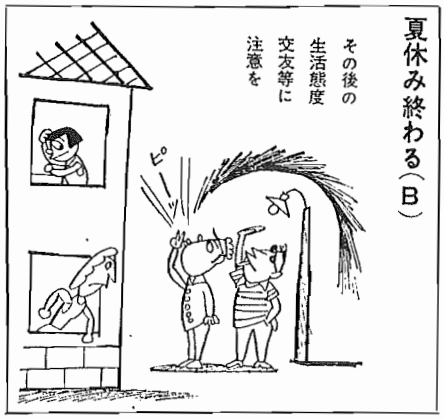

夏休み終わる（B）

その後の生活態度交友等に注意を

イーグルス（小学校の部）連続優勝

少年野球大会終わる

八月二十二日午前九時から我孫子町総合グランドで行われた少年野球大会は、台風十七号の接近により時おり激しく襲う雨の中で熱戦が展開されました。小学生の部では昨年に続きイーグルス（湖北小）が連続優勝しました。中学生の部の決勝は八月二十四日に延期されたがこれもイーグルス（我孫子）が優勝しました。

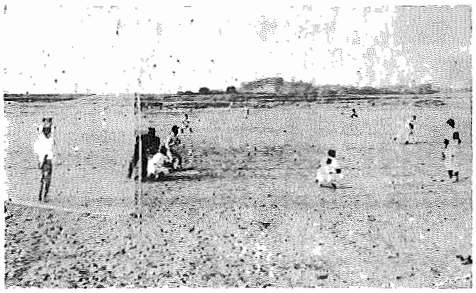

（少年野球は完成した総合グラウンドでおこなわれた）

今年初参加した高野山スパークは、小暮団地のチームで町内会で援助費を予算化する等して青少年の健全育成を図っているとのことです。これからの少年野球のあり方がこのような方向に進んでいくことを願っております。

なお総合グランドは我孫子町体育公社で管理しており、野球場が二面ありますからご利用ください。使用されるときは電話で結構ですから役場内企画室あて申し出てくださるようお願いします。グラウンドは湖北駅から歩いて十五分位の利根川河川敷にあります。

秋の町民野球大会は、九月下旬からこの野球場を使用しておこなう予定です。

地震は不意にやってくる

ふだんの心がけが必要

わが国では、人体に感ずる地震は毎年千回ぐらい、相当破壊的な地震は二年に一回ぐらいの割でおきています。

九月一日は震災記念日、とくに予知のできない地震は不意にやってきます。ふだんからの心構えが必要です。

①大地震のときは、まずじようぶな家具に身を寄せる

②狭い路地、へいのわき、がけや川べりに近よらない

③手早く火の始末をする。

④一分過ぎたら地震による直接の危険は去ったものと考えてよい。

⑤人命救助には消火が第一

⑥余震をおそれず、デマに迷わない。

昨年の新潟地震のときデマはかなり信用されたといわれてます。家族全員でお互いの連絡場所、非常けい帯品の準備、避難先などを決めておくことがたいせつです。

また、警察官や消防署員の指示にしたがって行動するようにしましょう。

ゴミを道ばたにすてないように

わたくしたちの町は特別清掃地域に指定されておりむやみに「ゴミ」をみちばたに捨てることはできません。しかし最近になってあちこちの道ばたで「ゴミ」の山をみかけるようになりました。

町では清掃事業として「ゴミ」の無料収集をおこなっていますから、「ゴミ」の処理を家庭でできないときはゴミ収集車をご利用ください。ご利用のときは保健課へお電話ください。なお、大量の「ゴミ」の場合は「ゴミ」焼却場まで運んでくだされば無料で焼却します。焼却場は都部にあります。

タバコは町内で

1本につき35銭が町の収入になります

須藤さん統計表彰を受ける

県統計大会で

千葉県統計大会は八月二十五日、千葉市本町小学校で関係者約八百名が参加しておこなわれました。

この席上、統計調査に功績のあった方々の表彰がおこなわれましたが、本町関係は次のとおりです。

▼県統計協会長表彰　須藤夏蔵（七十二才）柴崎、農林水産業統計調査員

▼郡統計連会長表彰　広瀬清（四十八才）我孫子、農林水産業統計調査員

警察官募集

千葉県では次のとおり警察官を募集しています。

▼募集人員　四百五十名

▼受験資格　昭和十四年四月二日から昭和二十三年四月一日までに生まれた男子学歴は問わないが高校卒程度の学力を有する人、身長一メートル六〇センチ以上胸囲は身長の二分の一

▼受付　九月二十二日までに警察署へ

▼試験日　九月二十六・七日の二日間

▼その他　試験合格者は警察学校に一ヵ年間入学する

申請によって減免・減税

災害を受けたときの納税

台風の季節となりましたが、台風や大雨で被害を受けた時、納税者にはいろいろな減免や減税があります

㈠ 国税通則法では、災害によって国税の申告、申請納付等が期限内に行なうことができないと認められるときは期限が延長されます

また、期限延長のほかに災害によって財産に相当の被害をうけたときは、一年以内の災害による納税の猶予が認められます。

㈡ 所得税法では、雑損控除があります。災害や盗難などにあって、住宅や家財その他の道具類、現金などの資産に、その年分の所得金額の一割をこえる損害をうけたときはその超過額を所得金額から控除するものです。また、商品などのたな御資産や店舗、機械などの事業用資産に損害をうけたときは、雑損控除は適用されませんが、事業所得の計算上、その損害額は必要経費になります。

㈢ 災害減免法では、災害で住宅や家財の価値の半分以上にのぼる被害をうけ、しかもその年の合計所得金額が百二十万円以下の場合は次の区分によって税金が軽減、免除されます。

㈠ 年間所得が五十万円以下である場合は税金の金額が控除されます。

㈡ 八十万円以下では半額が免除されます。

㈢ 百二十万円以下では四分の一が免除されます。

以上のように災害によって損害をうけたときは、確定申告をすることによって前記のように所得税法による雑損控除や、災害減免法による減免の適用がうけられます。そして、災害減免法と雑損控除の両方の条件にかなうときは、いずれか有利な方法を選ぶことができます。

毎月十日は交通安全の日

毎月十日は交通安全の日です。

この運動は千葉県全体で行なわれております。今月の推進目標は次のとおりです。

▼ 道路は右側をあるきましょう。無免許運転をなくしましょう。

農地被買収者に給付金

申請は42年3月末日までに

このほど、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律が公布、施行され、不在地主所有の小作地など買収された方に対して一定の給付金が支給されることになりました。この法律のあらましは次のとおりです。

① 給付金の受給資格者

規定によって農地を一畝以上買収された方と、その遺族または一般承継人で、昭和四十二年三月三十一日までに給付金の支給をするよう申請した方。

② 農地被買収者が死亡している場合の取扱い

買収期日後昭和四十年三月三十一日までの間に死亡した場合は遺族が請求できます。また、昭和四十年四月一日以降に死亡した場合は、子・孫、父母の順で請求権が認められ、配偶者は常に先順位者と同順位で請求できます。

③ 給付金の請求方法

給付金申請書に必要な添付書類を添えて、町長を経由し、知事に提出します。

提出期間は昭和四十年八月二十日から昭和四十二年三月三十一日までです。

④ 必要な書類

被買収者本人が請求する場合、㈠四月一日現在の本籍地を証明する戸籍、謄抄本、㈡買収令書または買収登記簿抄本、㈢被売渡農地調査結果通知書、㈣農地被買収者国庫債券印鑑等届出書、遺族、一般承継人が請求するときは、前記書類のほか二・三の添付書類が必要となります。

⑤ 請求者の必要な書類とその手続き

㈠ 買収令書がないときは登記所で買収登記簿抄本の㈡被売渡農地登記簿抄本、㈢四月一日現在の本籍地を証明する戸籍謄抄本。

㈣ 遺族または一般承継人が給付金を請求する場合は以上のほか、遺族、または承継人であることを証明する必要があり、請求者より先順位の遺族または一般承継人がないことを証明する戸籍謄抄本が必要です。

㈤ 請求権を有する同順位者が二人以上あるときは、代表者一人を定めます。

このほか、くわしいことについては、産業課、農業委員会へお問い合せください。

㈥ 被売渡農地調査結果通知書は昭和四十年八月三十一日までに交付を受けてください。

㈦ 被買収者の昭和四十年四月一日現在の本籍地を証明する戸籍謄抄本。

㈧ 農地被買収者国庫債券印鑑届出書に使用する印鑑に押印するものですから、なるべく実印を使用してください。

㈨ 遺族または一般承継人が給付金を請求する場合は以上のほか、遺族、または承継人であることを証明する戸籍謄抄本。

（ライカ版）、手数料五百円を持参して、産業課までおいでください。

▼ 締切り九月十日

危険物取扱主任者試験

危険物取扱主任者試験が次のとおりおこなわれますから、受験希望者はなるべく早く消防本部予防係までお申し込みください。

▼ 試験種別　乙種第四類

▼ 試験日時　昭和四十年十月十七日（日）

▼ 試験場所　松戸市

▼ 受験資格　六ヵ月以上の危険物取扱実務を有する人

▼ 受付期間九月一日から九月十日まで

くわしいことについては消防本部予防係へお問い合せください。

清掃作業員募集

清掃作業員を次のとおり募集しています。希望者は履歴書持参のうえ総務課職員係までおいでください。

▼ 募集人員　二名

▼ 応募資格　十八才以上四十才末満の男子

▼ 待遇　給与その他は面談のうえ決めます。

掲示板

九月の育児相談

九月の育児相談を次のとおりおこないます。時間はいずれの会場とも十時から十五時までです。

九月十日　布佐支所

九月十七日　湖北支所

九月二十四日　商工会館

初心者狩猟講習会

四十年度初心者狩猟講習会を次のとおり開きます。

▼ 日時　九月十三日午前八時三十分から

▼ 場所　柏市市民会館

▼ 申込み、印鑑、写真一葉